

森岡孝二の描いた未来

兵庫県立大学客員研究員 松浦 章

1 サービス残業は最大の企業犯罪

森岡孝二に教示を受けたのは、2018年8月1日に逝去するまでわずか15年あまりの短い期間である。出会いは2003年4月のことであった。所属する大阪損保革新懇が雇用・労働問題の講演会を開催することとなり、その講師をお願いしようと、関西大学の研究室を訪れたのが最初であった。2003年6月11日に開催された大阪損保革新懇の講演会で、森岡は大企業の法令違反の象徴としてサービス残業の問題に言及した。

「一番はっきりしているのがサービス残業、これは日本の労働者・従業員がうけている被害人数と被害金額で最大の企業犯罪です。摘発運動や告発があって厚生労働省が多少動いて変えさせるという成果があがっていますが、まだまだごく一部であり、広く蔓延しています。サービス残業を蔓延させておいて、コンプライアンス・法令遵守だと言ってもチャンチャラおかしいという状況があります」

「被害人数と被害金額で最大の企業犯罪」。この言葉は衝撃であった。そこまでの認識が筆者にまだなかったからである。

サービス残業さえなくすることができないで、また男女平等さえ達成できないで、ルール、ルールといっても始まらない。真つ当なルールを守らせ、真つ当な働き方を確立するという点で企業の社会的責任をきちんと果たさせる。ここからはじめることで日本経済の再建が見えてくる、というのが結論であった。

それから15年以上経過しているが、その後の日本経済の状況と度重なる大企業の不祥事を見れば、当時の問題提起が今なお今日的な課題であることを痛感する。

2 苦悩する労働者や過労死家族に思いをはせて

森岡の活動分野は多岐にわたる。雇用・労働問題は言うに及ばず、株主オンブズマン、過労死防止法制定運動から過労死防止学会設立、直近の「働き方改革法」に反対する運動等々である。まさに「行動する学者」と言えようが、近年は「学者」よりも「運動家・活動家」と呼ばれることを好んでいたようである。

「働き方改革関連法」が、2018年6月29日の参院本会議で可決、成立した。安倍晋三首相は2018年通常国会を「働き方改革国会」と位置づけ、法成立に強い意欲を示した。裁量労働制をめぐる厚生労働省の調査データの不備が多数見つかった問題を受け、裁量労働制の適用範囲拡大については断念せざるをえなかったものの、高収入の一部専門職を労働時間の規制から外す「高度プロフェッショナル制度」の導入や、過労死ラインを超える残業時間の上限規制などについては、野党の反対を押し切り採決を強行した。

森岡は「残業の上限を労災認定において過労死とされる時間より高いところに置くもので、文字通り死ぬほど働かせることを法認＝放任するもの」ときびしく批判し、安倍政権の「働き方改革」に反対の論陣を張った。

なお、この法案の中で、上限規制については、初めて上限を設けるのだから評価しても

よいのではないかという意見も根強くあった。それについても次のように批判した。

「労働時間の規制には上限を定めて制限する直接規制と、割り増し付き残業代の負担で制限する間接規制があります。ここであらためてはっきりさせるべきは、政府・厚生労働省がいう『時間外労働規制』は、規制強化を装ってはいるものの、労働時間の直接規制の緩和にはかならないということです。これは法定労働時間を掘り崩し、労働時間の直接規制に大穴を開けることを意味します」

「労働時間の直接規制に大穴を開ける」、だから危険だ。この森岡の論旨は明快でありまったくぶれることはなかった。当然といえば当然であろう。それまで過労死防止の運動に携わり、過労死遺族と長年接してきたこと、また現場の労働者の苦悩を知り尽くしていたことからすれば、到底この法案の制定を認めるわけにはいかなかったのである。

3 労働基準法の原点は民主主義を培うこと

「高度プロフェッショナル制度」の導入で言えば、初めて労働時間規制を取り払うという点で、日本の労働慣行は大きな転換点を迎えた。これについても森岡は、前述の「労働時間の直接規制」緩和と合わせ、「労働時間の間接規制」緩和につながるものだと指摘し、きびしく批判した。「高度プロフェッショナル制度」導入の背景には、これまでの「労働時間概念」を捨て去ろうとする財界・大企業の強い要望があった。

労働時間規制の撤廃を一貫して主張してきた日本経団連の考え方は以下である。

「近年、労働時間と成果とが必ずしも比例しない仕事が増加するなか・・・現行の労働時間規制に替わる新たな仕組みが求められている」「企業労使の働き方・休み方改革の推進に大きく寄与する労働基準法改正案の早期成立を強く要望する」

日本経団連の姿勢は、労働者にとっての「働き方改革」という視点の欠如と、すべてを労使自治に委ねるといふものである。安倍政権の「働き方改革」でも「投資やイノベーションの促進を通じた付加価値生産性の向上と、労働参加率の向上を図る」ことが目的であり、そこに過労死問題や長時間労働で疲弊する労働者を思いやる言葉は出てこなかった。

これに対して、森岡の立ち位置は常に労働者の側にあった。「過労死防止は喫緊の課題ですが、労基法の原点に立ち返っていうなら、残業の上限規制は過労死の防止のみが目的であってはなりません」と述べ、70年前、労基法公布一年後に出版された『労働基準法解説』における、当時の労働省労働基準局課長、寺本廣作氏の一文を、労基法制定時の高い志を語ったものとして紹介している。

「民主主義を支えるものは究極において国民一人一人の教養である。国民の大多数を占める労働者に余暇を保障し、必要な物質生活の基礎を保障することは、その教養を高めるための前提要件である。労働基準法は労働者に最低限度の文化生活を営むために必要な労働条件を保障することによってこうした要件を充たし、我が国における民主主義の根底を培わんとするところにその政治的な制定理由を持つ」

この一文は今も傾聴に値する。

「働き方改革法」は、労働時間の直接規制と間接規制をととも掘り崩す点で、労基法改悪の総仕上げを意図していた。だから森岡は、高プロ制の創設や裁量労働制の拡大の危険性だけでなく、過労死ラインの長時間労働を法律で認めることの危険性も明らかにして、たたかいは呼びかけたのである。

4 企業の不祥事と長時間労働

森岡は企業のあり方にもきびしい目を向けた。昨今、日本企業の「コンプライアンス」が問われている。コンプライアンスとは企業が法やルールに従って事業活動を行うことを意味する。昨年来、神戸製鋼所、日産、三菱マテリアル、東レといったメーカーで品質・検査不正が相次いで報道され、2018年11月には、日産自動車のカルロス・ゴーン会長が報酬を50億円過少申告したとして逮捕された。

神鋼では自動車や航空機や新幹線にも使われるアルミ製品や銅製品をはじめとする多数の金属部材の検査データが多年にわたって改ざんされてきたことが明らかになった。この事件では、日本の製造業の現場で何が起きているかに関心が集まり、森岡も、熟練労働者の不足や非正規労働者の増加や労働条件の悪化に関連して、内外の多くのメディアから似たような取材を受けた。

森岡は、ワークルールが遵守されず、違法な長時間労働や賃金不払残業が蔓延するものでは、企業のどんなコンプライアンスも形骸化してしまう。事柄が雇用・労働問題に係わることは確かであると指摘した。

5 「企業社会論」を見直す

森岡は、企業社会論の弱点と克服すべき課題についても述べている。

これまでの企業社会論が、全般的にミクロ的な生産・雇用システムの考察に比してマクロ的な労資関係の考察が弱く、労働時間をめぐる資本と労働の綱引きにおいて労働側が決定的敗北、それも不戦的敗北を喫したことの考察は不十分であったという指摘である。

それでは資本と労働の綱引きとは何か。森岡は、マルクス『資本論』における労働時間論に立ち戻らなければならないと言う。労働時間は、資本家と労働者の間のたたかい、すなわち階級間の力関係で決まる。労働時間の短縮と制限は、総資本と総労働の階級闘争で決着をつけるしかないという考え方である。

その結果として制定されるのが、19世紀半ばのイギリスでいえば工場法（10時間法）であり、現代の日本でいえば労働基準法であるとする。そして労働時間の短縮と制限をめぐるこの闘争は、延長への揺り戻しや逆流的な規制緩和をともなつて幾度となく繰り返されるとも述べている。まさに今日すすめられてきた「働き方改革」の反労働者的な内容を示唆するものと言えよう。

さらに、ハーヴェイの言葉を借りてこう述べている。

「（労働時間をめぐる）この闘争は今日もなお続いている。これは明らかに・・・資本主義的生産様式における中心的問題である。これを無視する経済理論はいったい何の役にたつだろうか」

ハーヴェイのこの言葉に、森岡の研究と実践の立脚点があると思うのである。

6 マルクスと「マルクス主義者」

また森岡は、労働時間問題や企業改革を軽視する「マルクス主義者」について次のように述べている。

「従来の経済学は資本主義批判を旨とするマルクス経済学であっても、企業改革論を欠いてきた。マルクス経済学に限っていえば、私はその理由は研究者が怠ってきた歴史観ないし社会認識に起因しているように思う」

「人々は企業が反社会的行為を犯すことを常識的に知っている。と同時に、人々は常識的反応として、あれこれの企業不祥事を聞くとそれを嘆き、あるいは怒り、企業はもっと倫理的行動をとるべきだと考える。マルクス主義者はともすればこうした常識とは違い、資本主義企業は利潤追求のためにはなんでもする、腐敗や不正や違法は資本主義企業につきものであると考えて、実際に生起する諸々の企業不祥事に対してあまり鋭敏な反応を示さないところがある」

このように、世間の常識からかけ離れた「マルクス主義」を標榜する研究者の姿勢を否定したのである。

ではマルクス自身は「改革」を軽視したのか。もちろんそんなことはない。マルクスは、産業革命後のイギリスで、長時間労働に対する批判が高まり1864年にほぼ全産業に10時間の時間規制立法・工場法が成立したことを『資本論』で高く評価した。さらに『資本論』での研究の成果を国際労働者協会（インターナショナル）の活動に生かした。1866年の第一インターナショナル・ジュネーブ大会は、8時間労働法を国際労働運動の要求として掲げた。以下はマルクスの書いた決議案である。

「労働日の制限は、それなしには、いっそうすんだ改善や開放の試みがすべて失敗に終わらざるをえない先決条件である。それは、労働者階級、すなわち各国民中の多数者の健康と体力を回復するためにも、またこの労働者階級に、知的発達をとげ、社交や社会的・政治的活動にたずさわる可能性を保障するためにも、ぜひとも必要である」

マルクスは、資本主義的生産様式の変革を説く一方で、彼の労働時間論にみられるように、労働者階級の状態を改善するための社会改良を当時の誰よりも重視していたのである。

現場の労働者はどこでも、長時間労働、あるいはサービス残業で深刻な状況にある。本当に疲弊している。だからこそ今、財界をはじめ大企業の経営者が行っている労働者支配の巧妙さとその中で労働者が陥っている閉塞状況を打開する「科学的な分析」が必要である。同時に、その分析だけではなくて、その理論を具体的に実践のテーブルに乗せていく「気概」も必要であろう。「科学的な分析」と「気概」、この二つをどう労働現場からくみ出すのが問われている。

森岡は、出会いから最後まで、筆者のようなものにも等しく真摯に向き合った。研究会のあと、いつもの店で一杯のグラスビールをちびちび飲みながら、いつまでも議論を続けた姿を忘れることはない。現場の労働者を大切に、また労働者に慕われた「運動家」の真骨頂がそこにあった。

森岡こそ真のマルクス主義者と言えるであろう。